

事務所通信



Progress~進歩~

一期一会

平成29年1月号(広告)
 2017年1月発行
 三宅税理士法人
 代表社員 三宅 孝治
 (中国税理士会 倉敷支部会員)
 倉敷市中島2370番地14
 TEL 086-466-1255
 FAX 086-466-1288
 第116号
 発行担当者:川澄 知世

あけましておめでとうございます

旧年中は、格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございます。
 皆様におかれましては、健やかに新しい年を迎えられたこと、お慶び申し上げます。
 弊社も平成3年の事務所開業から3回目の酉年を迎えることができましたのも、これもひとえに、お客様をはじめ、ご支援くださっている方々のおかげと心より感謝申し上げます。ありがとうございます。
 さて、世界に目を向けてみますと、アメリカでは次期大統領にドナルド・トランプ氏が就任します。就任後にどのような事柄が起きるかの全てを予測することはできませんが、日本も影響を受けることが考えられます。企業もその変化に対応を迫られることでしょう。三宅税理士法人では、その変化への対応策の情報を早く提供をさせて頂きたいと考えています。
 また、三宅税理士法人では、今年中に税理士登録者が2名増える予定です。増員後は税理士4名体制になります。今まで以上に研鑽を積み、税務の充実、財務会計などのサービス向上に努めて参ります。法人税・消費税・所得税・相続税・贈与税などの税法の情報提供の充実を通じてお客様の安心経営のお手伝いをさせて頂きます。平成27年1月1日以降、相続税の基礎控除も引き下げられ、相続税の課税強化が図られました。早めの対策が必要かと思われまますので、お気軽にご相談いただけましたらと存じます。
 三宅税理士法人は、今年も今まで以上に、お客様のサポートを全力でさせていただきますので、本年もどうぞよろしくお願い致します。本年が皆様方にとって、より良い年になりますことを、心よりお祈り申し上げます。

三宅税理士法人
 代表社員 税理士 三宅孝治

< 所得税の確定申告 >

今年も個人の確定申告のシーズンが近づいてきました。

確定申告に必要な書類等のご準備はいかがでしょう？

- ・ 生命保険料控除証明書
- ・ 地震保険料控除証明書
- ・ 国民年金保険料控除証明書
- ・ 小規模企業共済掛金振込証明書
- ・ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- ・ 源泉徴収票 (給与所得・公的年金等)



もし無くされた場合には、お早めに再発行のお手続きをお願い致します。

以下に該当することがありましたら、これらの資料のご準備もお願い致します。

- ・ 医療費控除 : 領収書は受診者別、病院別、診療科別に分類・集計し、領収書には病名をお書きください。
- ・ 生命保険・損害保険の満期 : 保険会社や郵便局より送付されてくる明細書
- ・ 雑損控除 : 災害、盗難などで住宅や家財などに損害を受けた場合の領収書および証明書
- ・ 寄付金控除 : 寄付した団体などから交付を受けた寄付金の受領書
- ・ 株式等の売買・配当 : 一般口座 … 株の売買については 各取引明細書
 特定口座 … 株の売買については 特定口座年間取引明細報告書
 配当については 配当金支払通知書
 配当については 配当金支払通知書

株式等の売買取引をされている方

上場株式等の譲渡損のうち、その年の譲渡益から控除しきれない損失金額を、毎年確定申告を行なうことによって最大3年間繰り越すことができ、そのあとの取引で生じた株式等の譲渡益から繰り越した譲渡損失を控除することが可能です。これは、損失の場合は特に確定申告の義務はないのですが、確定申告を行なって損失を繰り越しておくことで、利益が出た年にその分を控除することができるというものです。

3年間損失を繰り越すためには、3年の間 取引が行なわれていない年でも確定申告を行なうことが必要です。
 70歳以上の方で、医療費の自己負担割合が1割または2割の方が、「株式等譲渡所得」の申告を行なった場合、自己負担割合が3割となるケースや、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料がアップするケースがございます。また、扶養親族から外れてしまうケースもございます。そのため、申告の際にはご相談ください。

また、今回の確定申告では、マイナンバーが必要となりますので、通知カードのご準備もお願い致します。



いつもお早めの資料のご準備にご協力頂きまして誠にありがとうございます。
本年もお早めにご準備をよろしくお願い致します。
また、申告期間は 2月16日(木)~3月15日(水)となっております。
還付申告の受付は 1月1日(日)~となっております。



健康について、若い頃より、体に良いことに対する興味が増えました。効果的な運動や適した食事など、本やテレビで知ることも多いですが、小さなことでも日々の積み重ねが大事なようです。仕事も一日一日を大切に、一つ一つを考えながら、行ってゆきたいと思います。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

三宅 佐知子

事務所通信で最初に挨拶をさせて頂いたのが干支の最初の子年、今年ちょうど10年目の酉年となります。酉とは「果実が成熟の極限に達した状態」を表していると言われてますが、今の私は成熟の域には程遠いようで、まだまだ皆様に助けて頂く事が多く、その度に感謝する毎日です。性格上細かい事を見がちで大きな事を見逃してしまう事が多くありますので、今年は鳥の目のように周り全体を見回して周囲に気の配れる自分になれるよう努力してまいります。

山本 武史

人生の折り返し地点を過ぎ「飛ぶ鳥を落とす勢い」とまではいきませんが、フレッシュな仲間にも囲まれ、日々刺激をもらいながら成長してまいりたいと思っております。今年も子供も「巣立ち」とまではいきませんが、少し手が離れますので、今まで以上に仕事に邁進し、お客様のお力添えができるよう努力してまいりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

山崎 亜紀

今年も新たな事に挑戦し、様々なことを吸収する一年にしたいと思っております。まだまだ未熟者ですが、少しでも成長しお客様のお役に立てよう精進してまいります。本年もどうぞ宜しくお願いいたします。

宮田 裕子

あけましておめでとうございます。高校を卒業して、新社会人になり、去年は私の中で激動の一年でした。今年の誕生日で成人を迎えるので、ひよこから鶏へ進化をする年です！無事進化できるように、今しか経験できないことを沢山学んでいきたいと思っております。本年もご指導の程よろしくお願い致します。

河本 朝香



< Visionのご案内 >

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー: Vision**
 今月の開催日は**1月12日(木)**です。
 経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画書を作ってみませんか？

開催日	対象者	申込期限
1月12日(木)	11・12・1・2月決算法人様	1月6日(金)
2月9日(木)	12・1・2・3月決算法人様	2月3日(金)
3月16日(木)	1・2・3・4月決算法人様	3月10日(金)

従業員からお客様へ

私は寅年ですが、私の名前に「鳥」が入っている都合上、干支の中では酉が好きです。昔は自宅でアヒルを飼っていたくらい鳥が好きです。空を自由に飛ぶ鳥も素敵ですが、個人的には水面を優雅に泳ぐ水鳥はもっと素敵です。水面下ではきっと必死に水かきを動かしているだろう様子を全く見せない様はとても美しく見えます。私も30歳を迎えましたので、努力を惜みず、それでいて水鳥の様に落ち着いた行動ができるよう今年一年も精進いたします。

鳥越 俊佑

鶏は、他の鳥と同じようにはカッコよく空を飛ぶことができません。けれど、どの鳥よりも私たちの傍で私たちの命を支えてくれています。私もそんな風に誰かを支えられるよう頑張ります。と…カッコつけても似合わない私です。本年も元気に、今よりも一歩でも先に進めるよう努力して参ります。

岡本 清美

新年あけましておめでとうございます！山本翼です。振り返ってみますと、去年はとて多くのことを学ばせて頂いた1年でした。今年も酉(トリ)年。昨年までに培ったパワーで翼を動かし、高く大きく羽ばたきたつ1年にしたいと決意しております。今年も元気に走ってまいります！皆様、どうぞよろしくお願い致します！

山本 翼

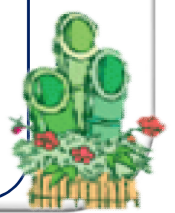
時間が過ぎるのは早いもので、入社して9ヶ月が過ぎました。旧年中は、何もかもが初めてで、目新しく、日々勉強させていただきまました。ありがとうございます。

今年も、私は年女になります。が、まだまだひよこで申し訳ありません。少しでも成長できるよう、努力してまいります。

川澄 知世

昨年の11月に入社し、2ヶ月が経とうとしていますが、まだまだお客様のお力になれていない日々感じております。昨年悲願の税理士試験に合格しましたので、今年も、新たな目標に向かって挑戦し、皆様の経営のお役に立てよう精進して参りたいと思います。宜しくお願い申し上げます。

平松 和実



< 1月のカレンダー >

10	火	*12月分源泉所得税・住民税の納付期限
12	木	*経営計画書作成セミナー: Vision
20	金	*源泉所得税(7~12月分)の納付期限 (納期特例届出書提出者)
31	火	*11月決算法人の確定申告・納付期限
		*12月分の社会保険料の納付期限
		*5月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限
		(年税額400万円超の2・8月決算法人)
		*源泉徴収票の交付及び提出期限
		*法定調書の提出期限
*給与支払報告書の提出期限		
*固定資産税の償却資産申告書の提出期限		
*個人住民税第4期分の納付期限(岡山市・倉敷市の場合)		

年末年始の為、平成28年12月末日に係る申告・納付期限は平成29年1月4日(水)となっております。